

出張福祉相談会

福祉課 内線311

湯河原町・小田原市・箱根町・真鶴町が共同で委託している相談支援事業者の相談員が障がいのある方やご家族を対象に、日常生活のことや障がい福祉サービスの利用などについての相談をお受けします。

障がいの種別にかかわらず、どこの会場でもお受けできますので、お気軽にご相談ください。

(ただし、サポートセンターやすらぎは、精神の障がいのある方に限らせていただきます。)

※相談時間は13:30～15:30までです。



☆湯河原会場

開催日	場所	担当相談事業者
1月7日(月)	分庁舎	障害者サポートセンター
21日(月)	城堀会館	生活サポートセンターやすらぎ
2月4日(月)	分庁舎	障害者相談センターういず
18日(月)	城堀会館	生活サポートセンターやすらぎ
3月3日(月)	分庁舎	こどもホッと相談カフェ
17日(月)	城堀会館	生活サポートセンターやすらぎ

☆真鶴会場

開催日	場所	担当相談事業者
1月8日(火)	保健センター	こどもホッと相談カフェ
15日(火)	〃	生活サポートセンターやすらぎ
2月5日(火)	〃	障害者サポートセンター
19日(火)	〃	生活サポートセンターやすらぎ
3月4日(火)	〃	障害者相談センターういず
18日(火)	〃	生活サポートセンターやすらぎ

出張福祉相談
電子証明書の取得

電子証明書の取得はお早めに

～電子証明書をご存知ですか？～

住民課 内線321～323

電子証明書は、住民の皆さんが安心してインターネットで国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、個人向けの電子証明書は、地方公共団体で発行しています。

この電子証明書については、平成19年度税制改正で、取得促進を目的として、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されました。

これは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して平成19年分又は20年分（いずれか1回）の所得税の確定申告書を申告期限（平成19年分は平成20年3月17日、平成20年分は平成21年3月16日）までに提出する際に、併せて**本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合**には、**所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除できるというものです。**

【住基カード】 http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/juki_card.html
 【電子証明書（公的個人認証サービス）】 <http://www.jpki.go.jp/index.html>
 【ICカードリーダーライター】 <http://www.jpki-rw.jp/>
 【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
 ※詳しくは住民課にお問い合わせください。

この機会に電子証明書とICカードリーダーライターを取得して、ご利用されてはいかがですか？

なお、確定申告時期が近づくと、窓口が混み合う場合がありますので、電子証明書の取得はお早めにお願ひします。

◆**電子証明書の取得**：住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して取得できます。

◆**湯河原町の発行手数料**：住基カード 500円
電子証明書 500円

◆**ICカードリーダーライターの入手**：家電量販店やインターネット販売で購入できます。

詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。